

福岡県泌尿器科医会会則

第1条〔名称・所在地〕

本会は福岡県泌尿器科医会と称し、事務局は福岡市博多区大博町1-8 原三信病院に置く。

第2条〔会員〕

本会会員は福岡県内において、泌尿器診療に従事する医師をもって構成し、原則として、日本泌尿器科学会会員とする。

尚、福岡県外の泌尿器科医で、本会に入会を希望する者は、準会員とすることができる。

第3条〔目的〕

本会は会員相互の親睦を図り、医学、医術の発展を目的とし、その為に必要な事業を行う。

第4条〔入会及び退会〕

本会への入会は、会員2名以上の推薦をもってし、理事会での承認を要す。

尚、退会のときは理事会に届け出るものとする。

第5条〔役員〕

本会に次の役員を置く。

1) 会 長：1名

副会長：3名

事務局長：1名

理 事：若干名

監 事：2名

2) 理事は各ブロック毎に選出する。その人員は理事会において定める。

ブロックとは北九州、福岡、筑後をいう。

3) 会長、副会長は理事の中から理事会において互選する。

4) 監事は総会で選出する。

第6条〔役員の仕事分担〕

1) 会長は本会を代用し、会務を総理する。

2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。

3) 理事は会長の命により会務を分担し遂行する。

4) 監事は財産及び業務執行の状況を監査する。

第7条〔役員の仕事期〕

役員の仕事期は各2年とし、再任を防げない。

第8条〔顧問〕

本会に顧問を置くことができる。顧問は会長の委嘱により、理事会にて意見を述べるができる。任期は役員の任期に準ずる。

第9条〔会議〕

- 1) 会議は総会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
- 2) 総会は定期総会及び臨時総会とする。総会は会員の過半数の出席をもって成立し、委任状も可とする。
- 3) 理事会は定期理事会及び臨時理事会とする。
- 4) 緊急を要する事案については、会長が専決し、後日理事会の承認を得る。
- 5) 特別に目的がある場合、会長は特別委員会を設定して委員を任命し、活動させることができる。

第10条〔事務執行〕

本会の事務は理事会において執行する。監事は会長の求めにより理事会に出席することができる。事務員は会長が委嘱する。

第11条〔議決〕

次の各事項は総会の承認を得なければならない。

- 1) 役員を選出
- 2) 会計の決算及び予算案の審議
- 3) 会則の変更

ただし、1)、2)は出席会員の過半数、3)は出席会員の2/3以上の賛成を要する。

第12条〔会計〕

- 1) 本会経費は、会費とその他の収入をもって充てる。
- 2) 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第13条〔費用〕

会の遂行の為に必要な費用はこれを支給する。

細 則

1. 本則第 12 条 入会金、年会費

- 1) 本会は入会金及び年会費を徴収する。
入会金 開業医 10,000 円
勤務医 2,000 円
年会費 開業医 10,000 円
勤務医 7,000 円
- 2) 年会費は年度単位とし、中途入会、退会者についても全額徴収する。
- 3) 年会費滞納者の処置
滞納 2 年経過時に会員継続の意志を確認するが、退会あるいは会員継続の希望に関わらずそれまで未納であった年会費は徴収する。3 年経過時にも年会費が未納であった場合は自動退会とする。
- 4) 勤務医会員が開業した場合は、入会金差額を徴収する。
- 5) 勤務医会員は県外へ異動する際、事務局に文書で休会届を提出すれば県外へ異動している間の年会費を免除される。その間は会員としての資格は停止する。また、県内に戻り再入会する際、入会金を免除される。
休会 5 年経過時に当会における籍について意思を確認する。退会し、その後再入会する際は入会金を免除される。

2. 本則第 13 条 経費支出

- 1) 拠出金
日本泌尿器科学会福岡地方会開催毎に(年 2 回)100,000 円を拠出する。
- 2) 謝金
理事会で決定し、その都度支出する。
- 3) 交通費及び事務費
事務費及び理事等が業務の為、必要あるときは、その費用を支給する。
理事会 1 人 1 回 4,000 円 (開催地に勤務または居住する者)
8,000 円 (上記以外の者)
事務員 1 日 8,000 円
通信費、印刷代、用紙代、コピー代、その他雑費は実費を支出する。
- 4) 慶弔、見舞金
会員の逝去：弔電と供花または香典 20,000 円
その他の慶弔、見舞金：状況により必要のある場合には会長がその都度決定する

3. 本則第 2 条 準会員

- 1) 議決権をもたない。
- 2) 役員就任資格をもたない。
- 3) 入会金および年会費は、会員と同額とする。

4. 本則第 9 条 ホームページ作成小委員会の設立

平成 14 年 3 月 9 日よりホームページ作成小委員会を設立する。廃止については理事会の議決を得て会長が決定する。

- 1) 委員長は理事会の議決を得て会長が理事の中から委嘱する。ただし、特別の事情があるときは、その他の会員の中から委嘱することができる。
- 2) 委員は会長が会員の中から委嘱する。委員のうち 4 名は原則として産業医科大学、九州大学、福岡大学、久留米大学の准教授とする。その他の委員はブロック毎に選出する。
- 3) ホームページ作成小委員会の事務局は福岡市博多区大博町 1-8 原三信病院に置く。
- 4) 平成 30 年 2 月 6 日をもってホームページ作成小委員会の名称をホームページ委員会とする。

(追記)

本会則、細則、付則は昭和 56 年 3 月 29 日発効
昭和 58 年 12 月 10 日 会則改訂
平成元年 3 月 11 日 会則、細則改訂。付則削除
平成 5 年 3 月 27 日 細則改訂
平成 6 年 11 月 19 日 会則、細則改訂
平成 7 年 3 月 25 日 細則改訂
平成 8 年 3 月 23 日 会則改訂
平成 10 年 3 月 20 日 細則改訂
平成 12 年 3 月 17 日 会則、細則改訂
平成 20 年 3 月 22 日 会則改訂
平成 21 年 3 月 14 日 会則、細則改訂
平成 22 年 3 月 6 日 細則改訂
平成 25 年 3 月 30 日 細則改訂
平成 29 年 4 月 1 日 細則改訂
平成 30 年 2 月 6 日 細則改訂